

昭和48年9月7日

島根県規則第75号

改正 昭和48年11月16日規則第89号
昭和52年4月1日規則第32号
昭和54年3月31日規則第18号
平成6年3月8日規則第8号
平成8年3月26日規則第8号
平成10年3月31日規則第29号
平成11年3月30日規則第51号
平成11年4月30日規則第69号
平成11年8月31日規則第95号
平成11年12月3日規則第108号
平成12年3月17日規則第13号
平成12年3月31日規則第60号
平成12年5月31日規則第115号
平成14年3月29日規則第55号
平成16年3月30日規則第18号
平成16年9月28日規則第71号
平成17年2月25日規則第8号
平成17年3月29日規則第49号
平成17年7月19日規則第98号
平成17年9月20日規則第108号
平成17年9月30日規則第110号
平成18年3月24日規則第17号
平成19年6月20日規則第63号
平成20年11月25日規則第78号
平成21年3月6日規則第5号
平成23年7月29日規則第64号
平成23年9月30日規則第70号
平成27年3月13日規則第8号
平成28年3月8日規則第3号
平成28年5月27日規則第70号
平成29年3月31日規則第27号
平成30年9月21日規則第80号
令和元年6月25日規則第17号
令和2年3月31日規則第41号
令和2年6月5日規則第63号
令和3年3月19日規則第28号
令和5年3月17日規則第8号
令和6年3月29日規則第22号

島根県建築基準法施行細則をここに公布する。

島根県建築基準法施行細則

島根県建築基準法施行細則（昭和 33 年島根県規則第 35 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の施行については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「指定機関省令」という。）及び島根県建築基準法施行条例（昭和 48 年島根県条例第 20 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（平 11 規則 69・令元規則 17・一部改正）

（確認申請等の添付図書）

第 2 条 法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請、法第 18 条第 2 項の規定による通知又は法第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定の申請には、その計画に係る建築物の敷地と条例第 4 条に規定する崖との状況を示す断面図を添えなければならない。ただし、当該敷地が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。

（平 17 規則 98・平 23 規則 64・平 30 規則 80・令 5 規則 8・一部改正）

第 3 条 削除

（平 19 規則 63）

（名義等変更届）

第 4 条 法第 6 条第 4 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 18 条第 3 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付（次条において「確認済証の交付」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき又は建築主等の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第 1 号）の正本及び副本を建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）に提出しなければならない。

2 建築主事等は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

（平 11 規則 69・平 11 規則 108・平 12 規則 60・平 23 規則 64・令元規則 17・令 6 規則 22・一部改正）

（設計変更届）

第 5 条 確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の設計内容の変更（法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更の確認の申請を要するもの及び法第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更の通知を要するものを除く。）をしようとする場合においては、設計変更届（様式第 2 号）の正本及び副本に当該変更しようとする設計内容を示す図書を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

（平 11 規則 69・平 11 規則 95・平 11 規則 108・平 12 規則 60・令元規則 17・令 6 規則 22・一部改正）

（工事取りやめ届）

第 6 条 法第 6 条第 4 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 4 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）

む。）、法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第3項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（様式第3号）を建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関に提出しなければならない。

2 指定確認検査機関は、前項の工事取りやめ届を受理したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（平11規則69・平23規則64・令元規則17・令6規則22・一部改正）

第7条 削除

（昭54規則18）

（確認申請手数料等の減額に係る提出書類）

第8条 条例第13条第1項の規定により確認の申請に係る手数料、完了検査の申請に係る手数料又は中間検査の申請に係る手数料の減額を受けようとする者は、同項第1号の場合にあつては公共事業施行者の発行する証明書を、同項第2号の場合にあつては建築物等の被災地を管轄する市町村長の発行する罹災証明書を確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書に添えて提出しなければならない。ただし、完了検査の申請又は中間検査の申請に係る手数料の減額を受けようとする者が、確認の申請に係る手数料の減額を受ける際に建築主事等にこれらの証明書を提出している場合にあつては、この限りでない。

（平6規則8・平11規則69・平12規則60・平19規則63・令6規則22・一部改正）

（仮使用の認定の申請書の提出部数）

第8条の2 省令第4条の16第1項又は第2項に規定する仮使用の認定の申請書は、正本1通及び副本2通を提出しなければならない。

（平23規則64・追加、平27規則8・一部改正）

（特定建築物の定期報告）

第9条 法第12条第1項の知事が指定する建築物は、法第6条第1項第1号に掲げる建築物のうち次に掲げるものとする。

- （1） 学校（幼稚園を除く。第2項第1号及び第9号において同じ。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- （2） 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）、ホテル又は旅館の用途に供する建築物（以下この条において「病院等」という。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- （3） 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物（第2項第3号において「劇場等」という。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- （4） 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗又は公衆浴場（個室付浴場業に係るものに限る。）の用途に供する建築物（第2項第4号において「百貨店等」という。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- （5） 児童福祉施設等（入所施設があるものに限る。第2項第5号において同じ。）又は共同住宅若しくは寄宿舍の用途（共同住宅又は寄宿舍にあつては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業（共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。）の用途に限る。第2項第5号において同じ。）に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの
- （6） 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平屋建てのものを除く。）又はその用途に供する部分の全部若しくは一部が3階以上の階にあるもの

- (7) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物（第2項第7号において「キャバレー等」という。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分の全部又は一部が3階以上の階にあるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、法第12条第1項の知事が指定する建築物は、政令第14条の2第1号に掲げる建築物のうちに掲げるものとする。
- (1) 学校の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの
- (2) 病院等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (3) 劇場等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (4) 百貨店等の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (5) 児童福祉施設等又は共同住宅若しくは寄宿舍の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (6) 幼稚園又は保育所の用途に供する建築物で、その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階（その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以下のものを除く。）にあるもの
- (7) キャバレー等の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの
- (8) 展示場又は公衆浴場（前項第4号に掲げるものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階又は地階にあるもの
- (9) 体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（学校に付随するものを除く。）の用途に供する建築物で、その用途（100平方メートルを超える部分）が3階以上の階にあるもの
- 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検に付加する項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

調 査 項 目			調査方法	判定基準
建築物の内部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置及び照明器具、懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化並びに損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。

			作動の状況（人の通行の用に供する部分に設けるものに限る。）	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
		居室の換気	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
			換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	階 段	特別避難階段	階段室又は付室（政令第123条第3項第1号に規定する付室をいう。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備等	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビー（政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーをいう。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

- 4 法第12条第1項の規定による報告は、省令第1条の3第1項の表1の(い)の項に掲げる図書(付近見取図を除く。)を添付して行わなければならない。
- 5 省令第5条第1項の知事が定める時期(以下この項において「報告時期」という。)は、次のとおりとする。ただし、政令第16条第1項各号並びにこの条第1項各号及び第2項各号のうち2以上の号に該当する建築物に係る報告時期については、当該建築物を当該各号の用途に供する部分のうち床面積が最大のものの用途に供する建築物とみなして、次の各号を適用する。
- (1) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(病院等を除く。)並びに第1項第1号、第5号及び第6号に掲げる建築物並びに同条第2項第1号、第5号及び第6号に掲げる建築物 平成28年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで
- (2) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物(病院等に限る。)並びに第1項第2号に掲げる建築物及び第2項第2号に掲げる建築物 平成30年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで
- (3) 政令第16条第1項第1号、第2号、第4号(学校の用途に供する建築物を除く。)及び第5号に掲げる建築物並びに第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる建築物並びに第2項第3号、第4号、第7号、第8号及び第9号に掲げる建築物 平成29年及び同年を始期として3年ごとの年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から3年を超えない日まで
- 6 第4項の規定による報告書は、報告の日前3月以内に政令第16条第1項の建築物及び第1項の建築物について調査し、作成したものでなければならない。
- 7 前項の規定により作成した報告書に係る省令第6条の3第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、5年とする。
- (平6規則8・平11規則69・平11規則95・平12規則115・平16規則18・平19規則63・平21規則5・平23規則64・平28規則70・令2規則41・令2規則63・令7規則63・一部改正)
- (建築設備等の定期検査)
- 第10条 法第12条第3項の知事が指定する特定建築設備等は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる建築物に設けた随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く。)とする。
- 2 省令第6条第1項の知事が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日までとする。
- 3 省令第6条の3第2項第8号及び第9号の報告書についての同条第5項第2号の特定行政庁が定める保存期間は、3年とする。
- (平6規則8・平11規則95・平12規則115・平16規則18・平17規則98・平19規則63・平28規則70・平29規則27・令2規則41・一部改正)
- (工事監理者等の報告)
- 第11条 建築主(法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。))又は法第6条の2第1項の規定による確認の申請(以下この項及び次項において「確認申請」という。)を行う必要のない者及び市町村を除く。)は、工事監理を委託する場合において工事監理者を選任し、又は変更したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時期に、工事監理委託状況報告書(様式第8号)を建築主事等又は確認を受ける指定確認検査機関に提出しなければならない。
- (1) 確認申請をする時までに工事監理者を選任した場合 確認申請をする時
- (2) 確認申請をした後に工事監理者を選任した場合 工事に着手する前
- (3) 工事監理者を変更した場合 工事監理者の変更後の速やかな時期
- 2 建築主(確認申請及び法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。))の規定による通知(以下この項において「計画通知」という。)を行う必要のない者並びに前項の規定の適用を受ける者を除く。)は、確認申請又

は計画通知をした後に工事監理者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事監理者報告書（様式第8号の2）を建築主事等又は確認申請をした指定確認検査機関に提出しなければならない。

3 建築主等（法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）若しくは法第6条の2第1項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う必要のある者に限る。）は、当該確認の申請又は通知をした後に工事施工者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事施工者報告書（様式第8号の3）を建築主事等又は当該確認の申請をした指定確認検査機関に提出しなければならない。

4 指定確認検査機関は、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は前項の報告書を受理したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（平11規則108・追加、平12規則60・平23規則64・平23規則70・令元規則17・令6規則22・一部改正）

（工事監理の報告）

第11条の2 法第5条の6第4項の規定により建築士である工事監理者を定めなければ工事をすることができない建築物で確認済証の交付を受けたもの及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたもの（いずれも市町村が建築主である建築物を除く。）の工事監理者は、次の各号に掲げる工事のうち該当する工事に係る工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書（様式第8号の4）を完了検査申請書に添えて、建築主事等又は指定確認検査機関に提出しなければならない。

- （1）杭の工事
- （2）基礎の配筋の工事
- （3）各階の壁、柱、床及びはり並びに屋根の配筋の工事
- （4）柱脚の工事（構造耐力上主要な柱が鉄骨造である場合に限る。）
- （5）柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事（構造耐力上主要な柱、はり及び筋かい並びに耐力壁が木造又は鉄骨造である場合に限る。）
- （6）断熱工事（建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物における断熱材の設置・施工に関するものに限る。）

（平11規則108・追加、平20規則78・平23規則64・平27規則8・平29規則27・令6規則22・令7規則55・一部改正）

（積雪荷重）

第11条の3 政令第86条第3項の規定により特定行政庁が定める数値は、次の表の（い）欄に掲げる区域の区分に応じ、（は）欄に掲げる標高の区域においては（ろ）欄に掲げる数値とし、（は）欄に掲げる標高の区域以外の区域においては（に）欄に掲げる数値とする。

（い）		（ろ）	（は）	（に）
区域		垂直積雪量（単位 メートル）	標高（単位 メートル）	垂直積雪量（単位 メートル）
浜田市	旧浜田市の区域	0.68	20	$(L-20) \times 0.0036 + 0.68$
	旧金城町の区域	1.27	210	$(L-210) \times 0.0036 + 1.27$
	旧旭町の区域	1.42	273	$(L-273) \times 0.0036 + 1.42$
	旧弥栄村の区域	1.82	375	$(L-375) \times 0.0036 + 1.82$

	旧三隅町の区域	0.57	11	$(L-11) \times 0.0036 + 0.57$
益田市	旧益田市の区域	0.55	7	$(L-7) \times 0.0036 + 0.55$
	旧美都町の区域	1.03	165	$(L-165) \times 0.0036 + 1.03$
	旧匹見町の区域	1.37	280	$(L-280) \times 0.0036 + 1.37$
大田市	旧大田市の区域	0.60	15	$(L-15) \times 0.0036 + 0.60$
	旧温泉津町の区域	0.69	26	$(L-26) \times 0.0036 + 0.69$
	旧仁摩町の区域	0.60	4	$(L-4) \times 0.0036 + 0.60$
安来市	旧安来市の区域	0.52	1	$(L-1) \times 0.0036 + 0.52$
	旧広瀬町の区域	0.55	30	$(L-30) \times 0.0036 + 0.55$
	旧伯太町の区域	0.51	23	$(L-23) \times 0.0036 + 0.51$
江津市	旧江津市の区域	0.62	11	$(L-11) \times 0.0036 + 0.62$
	旧桜江町の区域	0.58	30	$(L-30) \times 0.0036 + 0.58$
雲南市	旧大東町の区域	0.60	50	$(L-50) \times 0.0036 + 0.60$
	旧加茂町の区域	0.62	39	$(L-39) \times 0.0036 + 0.62$
	旧木次町の区域	0.57	40	$(L-40) \times 0.0036 + 0.57$
	旧三刀屋町の区域	0.59	45	$(L-45) \times 0.0036 + 0.59$
	旧吉田村の区域	1.67	370	$(L-370) \times 0.0036 + 1.67$
	旧掛合町の区域	1.15	215	$(L-215) \times 0.0036 + 1.15$
奥出雲町	旧仁多町の区域	1.15	234	$(L-234) \times 0.0036 + 1.15$
	旧横田町の区域	1.61	369	$(L-369) \times 0.0036 + 1.61$
飯南町	旧頓原町の区域	1.82	421	$(L-421) \times 0.0036 + 1.82$
	旧赤来町の区域	1.75	403	$(L-403) \times 0.0036 + 1.75$
川本町		0.87	132	$(L-132) \times 0.0036 + 0.87$
美郷町	旧邑智町の区域	0.68	72	$(L-72) \times 0.0036 + 0.68$
	旧大和村の区域	0.64	94	$(L-94) \times 0.0036 + 0.64$
邑南町	旧羽須美村の区域	0.68	114	$(L-114) \times 0.0036 + 0.68$
	旧瑞穂町の区域	1.48	327	$(L-327) \times 0.0036 + 1.48$
	旧石見町の区域	1.11	210	$(L-210) \times 0.0036 + 1.11$
津和野町	旧津和野町の区域	0.98	165	$(L-165) \times 0.0036 + 0.98$
	旧日原町の区域	0.68	76	$(L-76) \times 0.0036 + 0.68$
吉賀町	旧柿木村の区域	1.03	195	$(L-195) \times 0.0036 + 1.03$
	旧六日市町の区域	1.40	310	$(L-310) \times 0.0036 + 1.40$
海士町		0.92	3	$(L-3) \times 0.0036 + 0.92$
西ノ島町		0.96	15	$(L-15) \times 0.0036 + 0.96$
知夫村		1.00	23	$(L-23) \times 0.0036 + 1.00$

隠岐の島町	旧西郷町の区域	1.00	26	$(L-26) \times 0.0036 + 1.00$
	旧布施村の区域	0.97	17	$(L-17) \times 0.0036 + 0.97$
	旧五箇村の区域	0.96	15	$(L-15) \times 0.0036 + 0.96$
	旧都万村の区域	0.97	18	$(L-18) \times 0.0036 + 0.97$

備考

- 1 Lは建築場所の標高（単位 メートル）を表すものとする。
- 2 旧市町村の区域は、安来市のうち旧安来市の区域、旧広瀬町の区域及び旧伯太町の区域、江津市のうち旧江津市の区域及び旧桜江町の区域、美郷町のうち旧邑智町の区域及び旧大和村の区域、邑南町のうち旧羽須美村の区域、旧瑞穂町の区域及び旧石見町の区域並びに隠岐の島町のうち旧西郷町の区域、旧布施村の区域、旧五箇村の区域及び旧都万村の区域は平成16年9月30日現在、益田市のうち旧益田市の区域、旧美都町の区域及び旧匹見町の区域並びに雲南市のうち旧大東町の区域、旧加茂町の区域、旧木次町の区域、旧三刀屋町の区域、旧吉田村の区域及び旧掛合町の区域は平成16年10月31日現在、飯南町のうち旧頓原町の区域及び旧赤来町の区域は平成16年12月31日現在、奥出雲町のうち旧仁多町の区域及び旧横田町の区域は平成17年3月30日現在、津和野町のうち旧津和野町の区域及び旧日原町の区域は平成17年9月24日現在、浜田市のうち旧浜田市の区域、旧金城町の区域、旧旭町の区域、旧弥栄村の区域及び旧三隅町の区域、大田市のうち旧大田市の区域、旧温泉津町の区域及び旧仁摩町の区域並びに吉賀町のうち旧柿木村の区域及び旧六日市町の区域は平成17年9月30日現在のものである。

2 政令第86条第2項ただし書の規定による多雪区域は、前項の垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。

3 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、次の表の数値以上としなければならない。

垂直積雪量(単位 センチメートル)	積雪1センチメートル当たりの単位荷重(単位 1平方メートルにつきニュートン)
100	20
150	28
200	30
250	32
300	33
400以上	35

ただし、中間値は直線的に補間する。

(平6規則8・追加、平11規則69・旧第11条の2繰上、平11規則108・旧第11条繰下、平12規則115・平16規則71・平17規則8・平17規則49・平17規則108・平17規則110・平23規則64・平23規則70・一部改正)

(外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物の認定申請)

第11条の4 政令第115条の2第1項第4号ただし書の認定を受けようとする者は、外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物認定申請書(様式第8号の5)の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 土地利用現況図(敷地の周辺(敷地の外周から50メートルの範囲をいう。)の建築物及び工作物の位置、構造及び用途並びに土地の利用状況を明示すること。)
- (4) 各階平面図(縮尺、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (5) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (6) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

(7) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)

(8) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 知事は、前項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を外壁及び軒裏が防火構造であることを要しない建築物認定通知書(様式第8号の6)により当該申請者に通知するものとする。

(平6規則8・追加、平10規則29・一部改正、平11規則69・旧第11条の3繰上・一部改正、平11規則108・旧第11条の2繰下、平14規則55・令7規則55・一部改正)

(し尿浄化槽の構造基準の規制強化区域の指定)

第11条の5 政令第32条第1項第1号の表に掲げる特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、島根県の区域のうち松江市及び出雲市の区域を除いた区域とする。

(昭48規則89・追加、平6規則8・旧第11条の2繰下、平8規則8・平10規則29・一部改正、平11規則69・旧第11条の4繰上、平11規則108・旧第11条の3繰下、平12規則115・一部改正)

(災害危険区域の指定等)

第12条 条例別表第1の区域の指定は、災害危険区域指定申請書(様式第9号)の正本1通及び副本2通により、関係市町村長の申請があったときに行うものとする。

2 知事は、前項の規定により災害危険区域を指定するときは、当該危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも同様とする。

(平23規則64・一部改正)

(道路の指定等の申請等)

第13条 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定(変更し、又は廃止する場合を含む。)又は同項第5号に規定する道路の位置の指定(変更し、又は廃止する場合を含む。)を受けようとする者は、道路(位置)指定(変更・廃止)申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を道路(位置)指定(変更・廃止)通知書(様式第10号の2)により当該申請者に通知するものとする。

(昭54規則18・平6規則8・平23規則64・平23規則70・一部改正)

(建築物の許可申請に係る添付図書等)

第14条 省令第10条の4第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 法第43条第2項第2号の規定による許可を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置(道及び通路にあっては位置、延長、幅員並びに敷地に接する部分及びその長さ)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。)

オ 2面以上の断面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)

カ 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)

キ 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる図書

- ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- イ 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）
- ウ 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）
- エ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- オ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4第1項に規定する許可申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4第1項の許可関係規定による許可を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項及び第5条の規定中「建築主事等」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

5 法第85条第5項又は法第87条の3第5項の規定による許可の期間の延長を申請しようとする者は、省令別記第44号様式による申請書の正本1通及び副本5通にそれぞれ第1項第2号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

6 第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

7 知事は、第5項の許可の期間の延長をしたときは、省令別記第45号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

8 知事は、第5項の許可の期間の延長をしないときは、省令別記第46号様式による通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、当該申請者に通知するものとする。

（昭54規則18・平6規則8・平10規則29・平11規則69・平19規則63・平23規則64・平30規則80・令5規則8・令6規則22・令7規則55・一部改正）

（建築物の認定申請に係る添付図書等）

第14条の2 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 省令第10条の3第1項第1号に規定する道である場合 次に掲げる図書

- ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長、幅員並びに敷地に接する部分及びその長さ）を明示すること。）
- ウ 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）
- エ 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）
- オ 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- カ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- キ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

(2) 省令第10条の3第1項第2号に規定する道である場合 次に掲げる図書

- ア 前号アからオまでに掲げる図書

イ 道の敷地に係る土地の登記事項証明書（地番及び権利者が明示されていること。）

ウ 道の敷地に係る土地の公図の写し（地番が明示されていること。）

エ 擁壁等の安定計算書（採用した計算規準、設計条件及び安定計算の結果を明示すること。）

オ 二次製品の仕様書（使用する製品が明示されていること。）

カ 計画平面図（縮尺、方位、道の範囲の境界の位置、境界の標示方法（側溝、縁石、境界杭、鋳、プレート等）、道の範囲の丈量図、道の幅員、延長及び隅切形状、転回広場の位置、形状及び間隔、道の周辺の土地利用計画（宅地の区割図及び面積）、条例第4条に規定する崖付近の建築物に係る適合性（周辺の土地の利用範囲を含む。）、擁壁の位置及び構造、道が接続する道路の路線名及び有効幅員、道、道が接続する道路及び周辺の土地利用の部分の高さ並びに排水計画を明示すること。）

キ 地積測量図（道の範囲の全体及び地番ごとの面積が明示されていること。）

ク 標準断面図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配並びに舗装構成、側溝及び道の境界線を明示すること。）

ケ 横断面図（道の幅員及び境界の位置、境界の標示方法並びに路面の勾配を明示すること。）

コ 縦断面図（道の延長及び勾配並びに転回広場の間隔を明示すること。）

サ 擁壁等の構造図（擁壁の寸法及び構造を明示すること。）

2 法第52条第6項第3号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

（1） 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

（2） 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地面積、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）

（3） 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

（4） 床面積求積図（面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

（5） 省令第10条の4の4に規定する建築設備であることを証する図書

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前2項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4の2第1項の認定関係規定による認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項及び第5条の規定中「建築主事等」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（平30規則80・追加、令元規則17・令5規則8・令6規則22・令7規則55・一部改正）

（災害危険区域内における建築物の認定申請）

第14条の3 条例第3条ただし書の認定を受けようとする者は、建築認定申請書（様式第12号）の正本1通及び副本3通にそれぞれ第1号から第4号までに掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

（2） 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）

（3） 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

（4） 地形図及び断面図（縮尺、崖の高さ、勾配、土質及び擁壁の有無を明示すること。）

（5） 床面積求積図（面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を建築認定通知書（様式第12号の2）により当

該申請者に通知するものとする。

- 4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、第1項の規定による申請に係る認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項及び第5条の規定中「建築主事等」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（平11規則69・追加、平23規則64・一部改正、平30規則80・旧第14条の2線下・一部改正、令6規則22・令7規則55・一部改正）

（特殊建築物等の敷地又は建築物と道路との関係における制限の特例に係る認定申請）

第14条の4 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、条例第8条第4号又は条例第9条第1項ただし書の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書（様式第12号の3）の正本1通及び副本3通に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

- （1） 条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は条例第8条第4号の認定を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長及び幅員）を明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、方位、間取及び各室の用途を明示すること。）

エ 2面以上の立面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の高さを明示すること。）

オ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

カ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

- （2） 条例第9条第1項ただし書の認定を申請する場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、間取及び各室の用途を明示すること。）

エ 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）

オ 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

- 3 知事は、第1項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を建築物認定通知書（様式第12号の4）により当該申請者に通知するものとする。

- 4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、第1項の規定による申請に係る認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項及び第5条の規定中「建築主事等」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（平11規則95・追加、平23規則64・一部改正、平30規則80・旧第14条の3線下・一部改正、令2規則41・令6規則

(建蔽率の緩和)

第15条 法第53条第3項第2号の知事が指定する敷地は、次に掲げる敷地とする。

- (1) 幅員が4メートル以上の2以上の道路(その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの
- (2) 幅員が4メートル以上の道路、公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路、公園又は広場に接するもの

(昭54規則18・平14規則55・平30規則80・一部改正)

(第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における高さの限度を超える建築物の認定申請に係る添付図書)

第15条の2 法第55条第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (4) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (5) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (6) 日影図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、水平面上の測定線、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状及び建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線を明示すること。)
- (7) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)
- (8) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

(平6規則8・追加、平11規則69・平17規則98・平30規則80・令7規則55・一部改正)

(計画道路が前面道路とみなされる建築物の認定申請に係る添付図書)

第16条 政令第131条の2第2項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次の各号に掲げる図書及び都市計画事業施行者の意見書とする。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮図、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)
- (4) 2面以上の立面図(縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (5) 2面以上の断面図(縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。)
- (6) 敷地面積求積図(面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。)
- (7) 建築面積及び床面積求積図(各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

(平6規則8・平11規則69・平17規則98・平30規則80・令7規則55・一部改正)

(前面道路の高さの特例)

第17条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より3メートル以上高い場合において、土地の状況等により建築に支障がないと知事が認めたときは、政令第135条の2第1項の規定にかかわらず、当該前面道路は、当該地盤面より2メートル低い位置にあるものとみなす。

2 前項の規定により知事の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書（様式第13号）の正本1通及び副本3通に前条各号に定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請に対して認定をしたときは、その旨を建築物認定通知書（様式第13号の2）により当該申請者に通知するものとする。

（昭54規則18・平6規則8・平10規則29・平11規則69・平23規則64・一部改正）

（建築協定の認可申請）

第17条の2 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、建築協定（変更）認可申請書（様式第13号の3）の正本1通及び副本3通にそれぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（1）建築協定を締結しようとする理由を記載した書面

（2）建築協定書

（3）建築協定区域（法第70条第1項に規定する建築協定区域をいう。以下同じ。）を示す図面並びに当該建築協定区域の周辺の地域における地形及び地物の概略を示す図面

（4）法第70条第1項の認可を受けようとする場合にあっては、同条第2項に規定する土地の所有者等の全員の合意があった旨を証する書面

2 前項の規定は、法第74条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする場合に準用する。

3 知事は、前2項の規定による申請に対して認可をしたときは、その旨を建築協定（変更）認可通知書（様式第13号の4）により当該申請者に通知するものとする。

（平6規則8・追加、平17規則98・一部改正）

（建築協定の廃止の認可申請）

第17条の3 法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書（様式第13号の5）の正本1通及び副本3通にそれぞれ次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（1）廃止の理由を記載した書面

（2）法第76条第1項に規定する土地の所有者等の過半数の合意があった旨を証する書面

2 知事は、前項の規定による申請に対して認可をしたときは、その旨を建築協定廃止認可通知書（様式第13号の6）により当該申請者に通知するものとする。

（平6規則8・追加、平17規則98・一部改正）

（1の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の提出部数）

第18条 省令第10条の16第1項、第2項又は第3項に規定する認定申請書又は許可申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

2 省令第10条の21第1項に規定する認定又は許可取消し申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

（昭54規則18・平6規則8・平11規則69・平17規則98・平23規則64・一部改正）

（制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届）

第19条 法第86条の7の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（政令第137条の7及び政令第137条の12第8項に規定する範囲内のものに限る。）をする建築主は、不適合既存建築物届（様式第15号）の正本1通及び副本1通に、次に掲げる図面を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。）
- (3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

（平11規則69・平23規則64・令7規則55・一部改正）

（大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請に係る添付図書）

第19条の2 政令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造及び出入口の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路（位置、種類、延長及び幅員並びに敷地の道路に接する部分及びその長さを含む。）並びに敷地の周囲の道、通路その他の空地の配置（道及び通路にあっては位置、延長及び幅員）を明示すること。）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部及び防火戸の位置並びに延焼のおそれのある部分の外壁の構造を明示すること。）
- (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置及び構造並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造を明示すること。）
- (5) 2面以上の断面図（縮尺、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- (7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

（令7規則55・追加）

（移転の認定申請に係る添付図書）

第19条の3 政令第137条の16第2号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げる図書とする。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地の接する道路又は計画道路の位置及び幅員を明示すること。）
- (3) 各階平面図（縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）
- (4) 2面以上の立面図（縮尺、開口部の位置、軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (5) 2面以上の断面図（縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さを明示すること。）
- (6) 敷地面積求積図（面積の求積に必要な敷地の寸法及び算式を明示すること。）
- (7) 建築面積及び床面積求積図（各面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式を明示すること。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

（平28規則3・追加、平30規則80・一部改正、令7規則55・旧第19条の2線下・一部改正）

（全体計画認定の申請書等の提出部数）

第19条の4 省令第10条の23第1項に規定する全体計画認定申請書及び省令第10条の24第1項に規定する全体計画変更認定申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

（平17規則98・追加、平23規則64・一部改正、平28規則3・旧第19条の2線下、令7規則55・旧第19条の3線下）

（工作物の許可申請に係る添付図書等）

第19条の5 省令第10条の4第4項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、省令第3条第2項の表に掲げる図書と

する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4第4項に規定する許可申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

4 第4条、第5条及び第6条第1項の規定は、省令第10条の4第4項の工作物許可関係規定による許可を受けた築造主が、当該工作物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更のあったとき、その地位の承継があったとき、当該工作物の設計内容を変更しようとするとき又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、第4条第1項の規定中「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）」とあるのは「知事」と、同条第2項及び第5条の規定中「建築主事等」とあるのは「知事」と、第6条第1項の規定中「建築主事等又は確認済証を交付した指定確認検査機関」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（平6規則8・追加、平11規則69・一部改正、平17規則98・旧第19条の2線下、平19規則63・平23規則64・一部改正、平28規則3・旧第19条の3線下、令6規則22・一部改正、令7規則55・旧第19条の4線下）

（法で規定するその他の認定申請書の提出部数）

第19条の6 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書は、正本1通及び副本5通を提出しなければならない。

（平23規則64・追加、平28規則3・旧第19条の4線下、令7規則55・旧第19条の5線下）

（取下届）

第20条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により申請書を提出した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第16号）を提出しなければならない。

（申請書等の経由等）

第21条 法、政令、省令、条例又はこの規則により知事に提出する申請書、届書、報告書等（指定機関省令に規定する申請書及び届出書を除く。）は、当該道路又は建築物等の敷地の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所の長（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）第2条の規定により市町村が処理することとされている事務に係るものにあつては、当該道路又は建築物等の敷地が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項に規定する都市計画区域を有する市町（以下「指定市町」という。）の区域内にあるときには、当該敷地の所在地を管轄する市町の長及び支庁又は県土整備事務所の長）を経由しなければならない。

2 法、政令、省令又はこの規則により建築主事等に提出する申請書、通知書、届書等は、当該建築物等の敷地の所在地を管轄する支庁又は県土整備事務所に勤務する建築主事等に提出しなければならない。

（昭52規則32・平6規則8・平11規則51・平11規則69・平11規則108・平12規則13・平18規則17・平19規則63・令6規則22・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の規定は、昭和49年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書、届書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号。以下「改正法」という。）附則第13項の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められている用途地域、住居専用地区又は工業専用地区に関しては、改正法附則第13項の規定による改正後の都市計画法第2章の規定による都市計画区域に係る用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、第14条第1項中「法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書若しくは第8項ただし書」とあるのは「建築基準法の一部を改正する法律（昭和45年法律第109号）附則第16項の規定によりなおその効力を有することとされている改正前の法（以下「改正前の法」という。）第49条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項た

だし書若しくは第4項ただし書、改正前の法第50条第2項ただし書若しくは第4項ただし書」と「法第52条第2項若しくは第3項、法第55条第1項各号、法第56条第3項」とあるのは「改正前の法第57条第1項ただし書、改正前の法第58条第4項」と、第15条中「法第53条第2項第2号」とあるのは「改正前の法第55条第3項第2号」とそれぞれ読み替えて第14条第1項及び第15条の規定を適用する。

附 則（昭和48年規則第89号）

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年規則第18号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分については、改正法附則第4条の規定が適用される間は、この規則による改正後の島根県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第14条第1項、第15条の2、第18条、第19条及び第19条の2第1項の規定の適用については、新規則第14条第1項中「法第48条第1項から第12項までの規定のただし書」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第48条第1項から第8項までの規定のただし書」と、「法第55条第3項第1号若しくは第2号」とあるのは「旧法第55条第2項第1号若しくは第2号」と、「法第87条第2項又は第3項」とあるのは「旧法第87条第2項又は第3項（これらの規定中旧法第48条第1項から第8項までの規定の準用に関する部分に限る。）」と、新規則第15条の2の見出し中「第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域」とあるのは「旧法第2条第21号に規定する第1種住居専用地域」と、同条中「法第55条第2項」とあるのは「旧法第55条第2項」と、新規則第18条中「法第86条」とあるのは「旧法第86条」と、新規則第19条中「法第86条の2」とあるのは「旧法第86条の2」と、新規則第19条の2第1項中「法第88条第2項」とあるのは「旧法第88条第2項（旧法第48条第1項から第6項までの規定の準用に関する部分に限る。）」と、「法第48条第1項から第10項までの規定のただし書」とあるのは「旧法第48条第1項から第6項までの規定のただし書」と、「法第87条第2項又は第3項」とあるのは「旧法第87条第2項又は第3項（これらの規定中旧法第48条第1項から第6項までの規定の準用に関する部分に限る。）」とする。

附 則（平成8年規則第8号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第29号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第51号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第69号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第95号）抄

この規則は、平成11年9月1日から施行する。ただし、第10条第1項第1号の改正規定は、平成12年4月1日から施行

する。

附 則（平成11年規則第108号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請がされた建築物については、この規則による改正後の島根県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第11条及び第11条の2の規定は、適用しない。

3 この規則の施行前に法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物については、新規則第11条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

4 この規則の施行前に法第87条の2第1項若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第87条の2第1項若しくは第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知がされた建築設備又は工作物については、新規則第11条第3項の規定は、適用しない。

附 則（平成12年規則第13号）抄

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第60号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第115号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第18号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第71号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第11条の3の表安来市の項の改正規定、同表江津市の項の改正規定、同表広瀬町の項及び伯太町の項を削る改正規定、同表中「

邑智町
大和村

」を「

美郷町	旧邑智町の区域
	旧大和村の区域

」に、「

羽須美村
瑞穂町
石見町

」を「

邑南町	旧羽須美村の区域
	旧瑞穂町の区域
	旧石見町の区域

」に改める改正規定、同表桜江町の項を削る改正規定、同表西郷町の項から都万村の項までを削る改正規定及び同表に隠岐の島町の項を加える改正規定 平成16年10月1日

(2) 第11条の3の表益田市の項の改正規定、同表に雲南市の項を加える改正規定並びに同表大東町の項から掛合町の項までを削る改正規定、同表美都町の項及び匹見町の項を削る改正規定 平成16年11月1日

(3) 第11条の3の表中「

頓原町
赤来町

」を「

飯南町	旧頓原町の区域
	旧赤来町の区域

」に改める改正規定 平成17年1月1日

(4) 第11条の3の表鹿島町の項から美保関町の項まで及び八雲村の項から八束町の項までを削る改正規定 平成17年3月31日

附 則（平成17年規則第8号）

この規則は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成17年規則第49号）

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第108号）

この規則は、平成17年9月25日から施行する。

附 則（平成17年規則第110号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第17号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第78号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成20年11月28日から施行する。

（経過措置）

3 第2条の規定による改正前の島根県建築基準法施行細則様式第8号の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第64号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条の3第1項の表東出雲町の項を削る改正規定は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成23年規則第70号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第8号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第70号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 小荷物専用昇降機及び防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又はこの規則の施行の日から平成29年5月31日までの間に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項（いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に関する同法第12条第3項の規定による報告に対するこの規則による改正後の島根県建築基準法施行細則第10条第1項の規定の適用については、平成31年3月31日までの間は、同項中「毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間内で、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで」とあるのは、「平成28年6月1日から平成31年3月31日まで」とする。

（平29規則27・一部改正）

附 則（平成29年規則第27号）

この規則中第1条の規定（島根県建築基準法施行細則第10条の改正規定に限る。）及び第2条の規定は公布の日から、第1条の規定（島根県建築基準法施行細則第10条の改正規定を除く。）は平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第80号）

この規則は、平成30年9月25日から施行する。

附 則（令和元年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年5月26日から施行する。

附 則（令和6年規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年規則第55号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の島根県建築基準法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

届出者 住 所

次のとおり建築主（設置者、築造主）の名義等を変更したので届け出ます。

1 許可（認定、確認、通知） 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
2 変 更 後 の 住 所 氏 名		電話（ ） ー	
3 変 更 前 の 住 所 氏 名		電話（ ） ー	
4 理 由			
※ 受 付 欄			
※ 備 考		※ 処 理 欄	

2 建築許可申請及び認定申請に係るものにあつては島根県知事に、確認申請及び通知に係るものにあつては建築主事又は建築副主事に提出すること。

様式第2号（第5条関係）

設 計 変 更 届					
年 月 日					
島 根 県 知 事 (建築主事又は建築副主事) 様					
届出者 住 所 氏 名					
年 月 日第 号で許可（認定、確認、通知）された建築物等について次のとおり設計変更をしたいので届け出ます。					
1 建 築 主 等 の 住 所 氏 名		電話 () ー			
2 建 築 場 所					
3 許可（認定、確認、通知） 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号			
4 設 計 者 の 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所 名		() 建築士 () 登録第 号 住所 氏名 () 建築士事務所 () 登録第 号 電話 () ー			
5 変 更 内 容	項 目		変 更 前		変 更 後
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄	

注 ※印欄は、記入しないこと。

様式第3号（第6条関係）

工 事 取 り や め 届

年 月 日

島 根 県 知 事
(建築主事又は建築副主事) 様
(指定確認検査機関)

届出者 住 所

氏 名

許可（認定、確認、通知）を受けた次の建築物等の工事を取りやめたので届け出ます。

1 建 築 主 等 の 住 所 氏 名		電話 () —	
2 許 可 (認 定 、 確 認 、 通 知) 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号	
3 敷 地 の 地 名 ・ 地 番			
4 建 築 物 等 の 用 途			
※ 受 付 欄			
※ 備 考		※ 処 理 欄	

注 ※印欄は、記入しないこと。

様式第8号（第11条関係）

工事監理委託状況報告書						
					年 月 日	
建築主事又は建築副主事 指定確認検査機関 様						
報告者 住 所						
氏 名						
次のとおり工事監理者を選任（変更）したので報告します。						
1	確認年月日及び番号		年 月 日 第 号			
2	敷地の地名地番					
3	建築物の用途					
4 選 任 （ 変 更 後 ）	建築士法第24条の8の書面交付状況等	交付を受けた 年 月 日	年 月 日			
		建築士事務所の 名称、郵便番号、 所在地及び 電話番号並びに 開設者の氏名	（ ）建築士事務所（ ）登録第 号 電話（ ） —			
		工事監理者の 資格及び氏名	①	（ ）建築士（ ）登録第 号		
			②	（ ）建築士（ ）登録第 号		
			③	（ ）建築士（ ）登録第 号		
	工事監理の 実施期間 及び方法					
5 解 任	工事監理者の資格 及び氏名並びに 建築士事務所の名称	（ ）建築士（ ）登録第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号				
		（ ）建築士（ ）登録第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号				
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄		

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 4欄は、建築士法第24条の8の規定により交付を受けた書面に記載されている内容及びその他の必要事項を記入すること。なお、建築士法第24条の8の規定により交付を受けた書面の写しを添付すれば、書面に記載のある事項は4欄に記入しなくてもよいこと。
- 3 4欄の開設者の氏名は、開設者が法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 工事監理者が2人以上のときは、代表となる工事監理者を4欄の①に記入すること。
- 5 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。

様式第8号の2（第11条関係）

工事監理者報告書 年 月 日 建築主事又は建築副主事 指定確認検査機関 様 報告者 住 所 氏 名 次のとおり工事監理者を選任（変更）したので報告します。					
1	確認年月日及び番号	年 月 日	第 号		
2	敷地の地名地番				
3	建築物の用途				
4 選 任 （ 変 更 後）	工事監理者の 資格及び氏名並びに 建築士事務所の名称、 郵便番号、所在地 及び電話番号	①	（ ）建築士 （ ）登録第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 電話（ ） ー		
		②	（ ）建築士 （ ）登録第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 電話（ ） ー		
		③	（ ）建築士 （ ）登録第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 電話（ ） ー		
5 解 任	工事監理者の資格 及び氏名並びに 建築士事務所の名称	（ ）建築士 （ ）登録第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号 （ ）建築士 （ ）登録第 号 （ ）建築士事務所（ ）登録第 号			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 工事監理者が2人以上のときは、代表となる工事監理者を4欄の①に記入すること。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。

様式第8号の3（第11条関係）

工 事 施 工 者 報 告 書					
年 月 日					
建築主事又は建築副主事 指定確認検査機関 様					
報告者 住 所					
氏 名					
次のとおり工事施工者を選任（変更）したので報告します。					
1	確 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号			
2	敷 地 の 地 名 地 番				
3	建 築 物 の 用 途				
4 選 任 （ 変 更 後 ）	工 事 施 工 者 の 氏 名、営 業 所 名、 郵便 番 号、所 在 地 及 び 電 話 番 号	建設業の許可（ ）第 号 電話（ ） ー			
5 変 更 前	工 事 施 工 者 の 氏 名、営 業 所 名、 郵便 番 号、所 在 地 及 び 電 話 番 号	建設業の許可（ ）第 号 電話（ ） ー			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付すること。

様式第 8 号の 4 (第11条の 2 関係)

工 事 監 理 状 況 報 告 書・ 省エネ基準工事監理状況報告書

年 月 日

建築主事又は建築副主事 様
指定確認検査機関

工事監理者 住 所

氏 名

() 建築士 () 登録第 号

() 建築士事務所 () 登録第 号

電話 () —

次のとおり工事監理状況を報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1	建築主の住所及び氏名				
2	建築物の名称及び所在地				
3	工事施工者の住所及び氏名				
4	建築物の用途及び構造				
5	確 認 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日	第 号
6	省 エ ネ 適 合 判 定 年 月 日 及 び 番 号	年	月	日	第 号
7	工 事 完 了 年 月 日	年	月	日	
8	委 託 を 受 け た 工 事 監 理 の 期 間				
9	第11条の2各号に掲げる 工事の工事監理の状況	別 紙 1 の と お り			
10	省 エ ネ 基 準 工 事 の 工 事 監 理 の 状 況	別 紙 2 の と お り			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 工事監理者が2人以上のときは、報告者は代表となる工事監理者とする。

3 欄内に記入しきれないときは、別紙（任意の様式）に記入して添付すること。

4 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、8欄は、工事監理を行った期間を記入すること。

5 10欄は、評価した方法の別紙2を添付（仕様・計算併用法の場合は、仕様基準及び標準計算の両方を添付）すること（建築主事又は建築副主事に提出する場合に限る。）。

別紙 1

工事の内容			
確認年月日	年 月 日	確認を行った 工事監理者の 資格及び氏名	() 建築士 () 登録第 号
確 認 事 項			
工事監理者が確認している状況を示す写真			
工事の内容			
確認年月日	年 月 日	確認を行った 工事監理者の 資格及び氏名	() 建築士 () 登録第 号
確 認 事 項			
工事監理者が確認している状況を示す写真			

注 工事監理者が写真に写るように撮影すること。

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（仕様基準）

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認 結果
外皮	断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲 （鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（付属部材やひ さしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
暖房設備	暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
冷房設備	冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

- 注 1 本様式は、「住宅仕様基準（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
- A：目視による立会確認
B：計測等による立会確認
C：施工計画書等・試験成績書等による確認

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（標準計算）

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認 結果
基本情報	建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
外皮	熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
	構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
暖房設備	暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
冷房設備	冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

給湯設備	給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光 発電整備	パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽熱 利用設備	太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェ ネレーシ ョン設備	コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「標準計算法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設 計 図 書	確認方法	確認 結果
外皮	外皮、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインド、ひさしの有無を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空調設備	熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	建物用途に応じた室の換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	省エネ制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の種類、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電整備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「モデル建物法（小規模版）（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法）				
報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行 った 設 計 図 書	確認方法	確認 結果
外皮	断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空気調和 設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	逆風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
照明設備	建物用途に応じた室の照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
昇降機 設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

太陽光 発電整備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェ ネレーシ ョン設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「モデル建物法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。 3 「照会を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照会を行った図書を記載してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				

別紙 2

省エネ基準工事監理報告書（標準入力法）

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
外皮	外壁等を構成している建材、塗料等の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、ひさしの設置状況を含む。）		A・B・C ・ ・	適・不適
空気調和 設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	冷暖同時供給の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの仕様（流量制御方式を含む。）、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	二次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	予熱時外気取入停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	外気冷房制御の有無		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	全熱交換器の自動切換機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
換気設備	換気設備（換気代替空調機を含む。）の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む。）の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

照明設備	照明器具の消費電力、台数及び取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	各種制御の設置状況 【在室検知制御・明るさ検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
給湯設備	熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
太陽光発電整備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、排熱利用先		A・B・C ・ ・	適・不適
注 1 本様式は、「標準入力法（誘導基準を含む。）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。 2 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。 A：目視による立会確認 B：計測等による立会確認 C：施工計画書等・試験成績書等による確認				

様式第 8 号の 5 (第11条の 4 関係)

外壁及び軒裏が防火構造であることを 要しない建築物認定申請書									
年 月 日									
島根県知事 様									
申請者 住 所 氏 名									
建築基準法施行令第 115 条の 2 第 1 項第 4 号ただし書の規定による認定を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。									
1 建築主住所氏名		電話() —							
2 代理人住所氏名		電話() —							
3 敷地 の 位置	ア 地名・地番								
	イ 用途地域			その他の区 エ 域・地域・地 区又は街区					
	ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし							
4 主 要 用 途				5 工 事 種 別					
		申請部分		申請以外の 部 分		合 計		9 敷地面積 との割合	
6 敷 地 面 積						m ²			
7 建 築 面 積		m ²		m ²		m ²		%	
8 延 べ 面 積		m ²		m ²		m ²		%	
10 工事着手予定日		年 月 日		11 工事完了予定日		年 月 日			
12 申 請 に 係 る 建 築 物	ア 棟別用途								
	イ 高 さ	地上	m	地下	m	地上	m	地下	m
	ウ 階 数	地上	階	地下	階	地上	階	地下	階
	エ 構 造								
	オ 外 壁								
	カ 軒 裏								
	キ 延 べ 面 積	m ²				m ²			
13 周辺地域の利用 状況・周囲の状況									
※ 受 付 欄	市町村	県土整備事務所・支庁		土木部建築住宅課		※ 認 定 欄	年 月 日		
							第 号		

注 ※印欄は、記入しないこと。

様式第8号の6(第11条の4関係)

建築物認定通知書

第 年 月 日
号

申請者 様

島根県知事



下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法施行令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により、認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
 - ア 主要用途
 - イ 工事種別
 - ウ 構造
 - エ 建築面積 m^2
 - オ 延べ面積 m^2

注 この通知書は、大切に保存してください。

様式第 9 号（第12条関係）

災害危険区域指定申請書		
年 月 日		
島 根 県 知 事 様		
市町村長		印
島根県建築基準法施行細則第12条の規定により、災害危険区域の指定を申請します。		
1 申 請 区 域 名		
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄

注 ※印欄は、記入しないこと。

別紙

(表)

災害危険区域の箇所別概況書

1 災害危険区域名								
2 所在地		郡市		町村		大字		字
3 災害危険区域の面積		㎡						
4 災害危険区域の概況	5 区分	家屋		公共建築物				土地 ㎡
		住宅	その他	官公署	学校	病院	その他	
	6 災害危険区域	戸	棟	棟	棟	棟	棟	
	7 急傾斜地 崩壊危険区域	戸	棟	棟	棟	棟	棟	
	現在の状況	過去の災害状況		崩壊の傾斜度 深度、浸水度			地質その他 参考事項	
指定する必要があると認められる理由の概要								

(裏)

災害危険区域指定土地調査

災 害 危 険 区 域 名	郡市	町村	大字	字	地 番	備 考

注 土地の表示を明らかにする字図（原則として2,000分の1）を添付すること。

様式第10号(第13条関係)

(表)

道路（位置）指定（変更・廃止）申請書									
年 月 日 島 根 県 知 事 様 申請者 氏名									
建築基準法第42条第1項第4号又は第5号に規定する道路の（位置の）指定（変更・廃止）を申請します。									
1 申請者住所氏名									
2 道路の位置	ア 用途地域	地域		ウ	その他の区域・地域・地区				
	イ 防火地域	地域		エ	根拠法令				
	オ 地名・地番	地目	面積	土地関係有権者		建築物（工作物）関係有権者			
				所有者	借主	所有者	借主		
				m ²					
				m ²					
				m ²					
				m ²					
				m ²					
				m ²					
3 道路	ア 道路番号	イ 幅員		ウ 延長		エ 道路標示方法			
		m		m					
		m		m					
		m		m					
4 工事着手（予定）の日		月 年 日		5 工事完了（予定）の日			年 月 日		
※受付欄							※備考		
※ 指 定 番 号		第 号		※ 指 定 年 月 日			年 月 日		

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 2 欄エには、建築基準法第42条第1項第4号に規定する法律名を記載すること。

(裏)

道路位置指定（変更・廃止）承諾書

住 所

氏 名 様

あなたが下記の土地について道路の位置の指定（変更・廃止）を申請されることについては、権利者として異議なく承諾します。また、当該道路を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理することについて、管理者として異議なく承諾します。

区分	地名・地番	権利の種類	承諾年月日	住 所	氏 名	実印
権 利 者						
管 理 者						

注 印鑑証明書を添付すること。

様式第10号の2(第13条関係)

道路（位置）指定（変更・廃止）通知書							
年 月 日							
様							
島根県知事							
印							
1 申請者住所氏名				電話（ ）－			
2 道路の位置	ア 用途地域			ウ その他の区域 ・地域・地区			
	イ 防火地域			エ 根拠法令			
	オ 地名・地番	地目	面積	土地関係有権者		建築物（工作物） 関係有権者	
				所有者	借主	所有者	借主
			m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				
			m ²				
3 道路	ア 道路番号	イ 幅員		ウ 延長		エ 道路標示方法	
		m		m			
		m		m			
		m		m			
4 工事着手（予定）の日		年 月 日		5 工事完了（予定）の日		年 月 日	
※ 備 考							
※ 指定番号		第 号		※ 指定年月日		年 月 日	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 2 欄エには、建築基準法第42条第1項第4号に規定する法律名を記載すること。

様式第12号(第14条の3関係)

建 築 認 定 申 請 書					
年 月 日					
島根県知事 様					
申請者 住 所					
氏 名					
島根県建築基準法施行条例第3条ただし書の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。					
1 建築主住所氏名		電話() ー			
2 代理人住所氏名		電話() ー			
3 設計者資格住所氏名		()建築士 ()登録第 号 ()建築士事務所()登録第 号 電話() ー			
4 工事施工者住所氏名		建設業者()登録第 号 電話() ー			
敷地の位置	5 地名・地番				
	災害危険区域の名称				
6 建築物	用途				
	工事種別				
	構造				
	建築面積	m ²			
	延べ面積	m ²			
7 工事着手予定日 完了		年 月 日着手 年 月 日完了			
8 その他必要事項					
※受付欄	市町村	県土整備事務所・支庁	土木部建築住宅課	※認定欄	年 月 日
					第 号

注 ※印欄は、記入しないこと。

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

48/59

様式第12号の4(第14条の4関係)

建築物認定通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

島根県知事



下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、島根県建築基準法施行条例
第 条第 項の規定により、認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
 - ア 主要用途
 - イ 工事種別
 - ウ 構造
 - エ 申請部分の延べ面積
 - オ 申請に係る建築物の数

注 この通知書は、大切に保存してください。

様式第 13 号(第 17 条関係)

建 築 物 認 定 申 請 書									
年 月 日									
島根県知事 様									
申請者 住 所 氏 名									
建築基準法施行令第 条 第 項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。									
1 建築主住所氏名		電話() -							
2 代理人住所氏名		電話() -							
3 敷地の位置	ア 地名・地番								
	イ 用途地域			エ その他の区域・地域・地区又は街区					
	ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし							
4 主要用途				6 敷地面積	m ²				
5 工事種別									
		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	9 敷地面積との割合				
7 建築面積		m ²	m ²	m ²	%				
8 延べ面積		m ²	m ²	m ²	%				
10 工事着手予定日		年 月 日		11 工事完了予定日		年 月 日			
12 申請建築物に係る	ア 高さ	地 上 m 地 下 m							
	イ 階 数	地 上 階 地 下 階							
	ウ 構 造			エ 耐火建築物等					
13 道路面と敷地の地盤面との高低差			m						
14 敷地の土質及び擁壁の構造									
※受付欄	市町村	県土整備事務所・支庁		土木部建築住宅課		※認定欄	年 月 日		
							第 号		

注 ※欄は、記入しないこと。

様式第13号の2(第17条関係)

建築物認定通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

島根県知事 

下記による認定申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法施行令第 条
第 項の規定により、認定したので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要
 - ア 主要用途
 - イ 工事種別
 - ウ 構造
 - エ 建築面積 m^2
 - オ 延べ面積 m^2

注 この通知書は、大切に保存してください。

様式第13号の3（第17の2条関係）

建築協定（変更）認可申請書									
年 月 日									
島根県知事様									
申請者 住所									
氏名									
電話（ ） —									
建築基準法第 条第 項の規定による認定を受けたいので、関係図書を添えて申請します。									
建築協定の概要	1	建築協定の名称							
	2	区域の地名地番							
	3	建築協定に関する協定事項		建築物の敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・設備		に関する基準			
	4	有効期間		年					
	5	違反があった場合の措置							
6	協定区域の面積・区画数		宅地	その他	合計	区画			
			m ²	m ²	m ²				
7	用途地域		その他の地域・地区・区						
8	防火地域								
10	土地の所有者等の人数		土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主		合計	
			地上権者	賃借権者					
			人	人	人	人	人		
※備考									
※受付欄					※認可欄	年 月 日 第 号			

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 3欄及び8欄は該当するものを○で囲むこと。
3 欄内に記入しきれないときは別紙に記入すること。

様式第 13 号の 4(第 17 条の 2 関係)

建築協定(変更)認可通知書 年 月 日 様 島根県知事 印 建築基準法第 条 第 項の規定により認可したので通知します。					
※ 認可年月日及び番号		年 月 日 第 号			
建築協定の概要	1 建築協定の名称				
	2 区域の地名地番				
	3 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・設備に関する基準			
	4 有効期間	年			
	5 違反があった場合の措置				
6 協定区域の面積・区画数	宅地	その他	合計	区画	
	m ²	m ²	m ²		
7 用途地域				9 その他の地域・地区・区域	
8 防火地域	防火・準防火・指定なし				
10 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第 77 条の規定による建築物の借主	合計
		地上権者	賃借権者		
	人	人	人	人	人
※備考					

注 1 ※印欄は記入しないこと。

2 3 欄及び 8 欄は該当するものを○で囲むこと。

3 欄内に記入しきれないときは別紙に記入すること。

様式第13号の5（第17の3条関係）

建築協定廃止認可申請書										
年 月 日										
島 根 県 知 事 様										
申請者 住所										
氏名										
電話（ ） —										
建築基準法第 条第 項の規定により建築協定の廃止の認可を受けたいので、関係図書を添えて申請します。										
1 締結認可年月日及び番号		年 月 日 第 号								
建築協定の概要	2 建築協定の名称									
	3 区域の地名地番									
	4 建築協定に関する協定事項		建築物の敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・設備 に関する基準							
	5 有効期間		年							
6 協定区域の面積・区画数		宅地	その他	合計	区画					
		m ²	m ²	m ²						
7 用途地域					9 その他の地域・地区・区 域					
8 防火地域		防火・準防火・指定なし								
10 土地の所有者等の人数		土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主		合計			
			地上権者	賃借権者						
		人	人	人	人	人				
※ 備考										
※受付欄					※認可欄	年 月 日 第 号				

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 4 欄及び8 欄は該当するものを○で囲むこと。
3 欄内に記入しきれないときは別紙に記入すること。

様式第 13 号の 6(第 17 条の 3 関係)

建築協定廃止認可通知書					
様					年 月 日
島根県知事					印
建築基準法第 条 第 項の規定により建築協定の廃止を認可したので通知します。					
※ 認可年月日及び番号		年 月 日 第 号			
1 締結認可年月日及び番号		年 月 日 第 号			
建築協定の概要	2 建築協定の名称				
	3 区域の地名地番				
	4 建築物に関する協定事項		建築物の敷地・位置・構造・用途 形態・意匠・設備 に関する基準		
	5 有効期間		年		
6 協定区域の面積・区画数	宅地	その他	合計	区画	
	m ²	m ²	m ²		
7 用途地域			9 その他の地域・地区・区域		
8 防火地域	防火・準防火・指定なし				
10 土地の所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする		法第 77 条の規定による建築物の借主	合計
		地上権者	賃借権者		
		人	人	人	人
※備考					

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 4 欄及び 8 欄は該当するものを○で囲むこと。

3 欄内に記入しきれないときは別紙に記入すること。

様式第15号(第19条関係)

不 適 合 既 存 建 築 物 届									
年 月 日									
島 根 県 知 事 様									
届出者 住所									
氏名									
建築基準法第 86 条の 7 の規定により、既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物を届け出ます。									
1 所有者住所氏名			電話 () -						
2 管理者又は占有者住所氏名			電話 () -						
3 敷地の位置	イ 地名・地番				4 その他の区域・地域・地区				
	ロ 用途地域								
	ハ 防火地域		防 火・準 防 火・指定なし						
5 主要用途									
6 敷地面積			m ²				9 敷地面積との比		
7 建築面積			m ²				%		
8 延べ面積			m ²				%		
10	用途	階数	建築面積	延べ面積	作業場の床面積	構造	屋根	外壁	防火壁の有無
建築物の内容			m ²	m ²	m ²				
			m ²	m ²	m ²				
			m ²	m ²	m ²				
			m ²	m ²	m ²				
11	種類	出力	台	運 転 機 械		12	種類	数量	
原動機						危険物			
13 不 適 合 事 項									
※ 14 調 査 欄			上記既存建築物を現地調査した結果、事実に相違ありません。 年 月 日 調査員職氏名						

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 3 欄（イを除く）から 1 3 欄までには建築基準法施行令第137条に規定する「基準時」における状況を記入すること。
3 3 欄のハは、該当する箇所を○印で囲むこと。

様式第16号（第20条関係）

取 下 届			
年 月 日			
島 根 県 知 事 (建築主事又は建築副主事) 様			
届出者 住 所 氏 名			
次の申請は、都合により取り下げたいので届け出ます。			
1 申 請 者 の 住 所 氏 名	電話 () —		
2 敷 地 の 地 名 ・ 地 番			
3 建 築 物 の 用 途			
4 申 請 書 名 及 び 提 出 年 月 日	年 月 日		
※ 受 付 欄			
※ 処 理 欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 確認申請に係るものにあつては建築主事若しくは建築副主事又は確認済証を交付した指定確認検査機関に、それ以外の申請に係るものにあつては島根県知事に提出すること。

様式第1号（第4条関係）

（平6規則8・全改、令3規則28・令6規則22・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（平6規則8・全改、令3規則28・令6規則22・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平6規則8・全改、平23規則64・令3規則28・令6規則22・一部改正）

様式第4号及び様式第5号 削除

（昭54規則18）

様式第6号及び様式第7号 削除

（平16規則18）

様式第8号（第11条関係）

（平11規則108・追加、平20規則78・平23規則64・令3規則28・令6規則22・一部改正）

様式第8号の2（第11条関係）

（平11規則108・追加、平23規則64・令3規則28・令6規則22・一部改正）

様式第8号の3（第11条関係）

（平11規則108・追加、平23規則64・令3規則28・令6規則22・一部改正）

様式第8号の4（第11条の2関係）

（平11規則108・追加、平23規則64・令3規則28・令6規則22・令7規則55・一部改正）

様式第8号の4の2（第11条の2関係）

（平29規則27・追加、令3規則28・令6規則22・一部改正）

様式第8号の5（第11条の4関係）

（平6規則8・追加、平10規則29・一部改正、平11規則69・旧様式第8号の2繰上・一部改正、平11規則108・旧様式第8号繰下・一部改正、令2規則41・令3規則28・令7規則55・一部改正）

様式第8号の6（第11条の4関係）

（令2規則41・全改）

様式第9号（第12条関係）

（平6規則8・全改）

様式第10号（第13条関係）

（平6規則8・全改、平23規則64・平23規則70・令元規則17・令3規則28・令7規則55・一部改正）

様式第10号の2（第13条関係）

（平6規則8・追加、平23規則64・令7規則55・一部改正）

様式第11号 削除

（平11規則69）

様式第12号（第14条の3関係）

（平6規則8・全改、平11規則69・平30規則80・令2規則41・令3規則28・令7規則55・一部改正）

様式第12号の2（第14条の3関係）

（令2規則41・全改）

様式第12号の3（第14条の4関係）

（平11規則95・追加、平18規則17・平30規則80・令2規則41・令3規則28・令7規則55・一部改正）

様式第12号の4（第14条の4関係）

（令2規則41・全改）

様式第13号（第17条関係）

（平11規則69・全改、令2規則41・令3規則28・令7規則55・一部改正）

様式第13号の2（第17条関係）

（令2規則41・全改）

様式第13号の3（第17条の2関係）

（平6規則8・追加、令3規則28・一部改正）

様式第13号の4（第17条の2関係）

（平6規則8・追加）

様式第13号の5（第17条の3関係）

（平6規則8・追加、令3規則28・一部改正）

様式第13号の6（第17条の3関係）

（平6規則8・追加）

様式第14号及び様式第14号の2 削除

（平11規則69）

様式第15号（第19条関係）

（平6規則8・全改、平11規則95・令3規則28・令7規則55・一部改正）

様式第16号（第20条関係）

（平6規則8・全改、平23規則64・令3規則28・令6規則22・一部改正）